

2012年2月14日

会社名：ワイ・ティー・エル・  
コーポレーション・  
バーハッド  
コード番号：1773 東証1部（外国）

【2012年1月16日付けの条件付株式交換募集の提案に関するプレスリリースに関して、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（「当社」）は2012年1月17日、1月20日、1月25日、2月8日及び2月9日に英文のプレスリリースを行いました。以下は各プレスリリースの抄訳をまとめたものです。】

### **2012年1月17日付けプレスリリースの抄訳**

当社の完全子会社であるワイ・ティー・エル・インダストリーズ・バーハッド（「YTL インダストリーズ」）が、ワイ・ティー・エル・セメント・バーハッド（「YTL セメント」）のすべての発行済み株式及び発行済み無償還無担保転換社債（「ICULS」）を取得するための条件付株式交換募集（「本件募集」）

ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（「ブルサ・マレーシア証券取引所」）は、2012年1月16日付けのレターをもって以下の内容を承認した。

(i) 本件募集に基づき発行される1株0.10マレーシア・リングットの当社普通株式（「当社株式」）874,500,992株のブルサ・マレーシア証券取引所のメイン・マーケットへの上場及び相場場付け（「上場の承認」）

(ii) 本件募集に関するブルサ・マレーシア証券取引所のメイン・マーケット上場規則第6.04条(c)及び6.06条(1)の適用の免除（「免除の承認」）

上場の承認は以下を条件とする。

(i) 当社及びCIMB インベストメント・バンク・バーハッド（「CIMB」）は、本件募集に関して適用されるメイン・マーケット上場規則に定められた条項に完全に従わなければならない。

(ii) 本件募集完了後、当社及びCIMBはブルサ・マレーシア証券取引所に報告しなければならない。

(iii) 本件募集完了後、当社はブルサ・マレーシア証券取引所の条件を遵守していることを確認した旨の書面をブルサ・マレーシア証券取引所に提出しなければならない。

(iv) 当社は追加の上場費用を支払い、支払うべき上場費用の総額の計算結果の詳細を記載

した書面の写しも提出する。

免除の承認により、本件募集に応募する際に、YTL セメントの議決権付き株式及び ICULS の所有者である当社取締役及び／又は主要株主又はその関係者に対して新たに当社株式を発行することについて、当社株主の承認を取得する義務が免除される。

### **2012年1月20日付けプレスリリースの抄訳**

2012年1月20日の午後5時現在（マレーシア時間）、YTL インダストリーズ及び当社がまだ所有していない1株 0.50 マレーシア・リンギットの YTL セメントの普通株式（自己株式を除く）（「YTL セメント株式」）に関する有効な応募があり、YTL セメントと当社は、2012年1月20日現在、すでに取得、所有、又は取得もしくは所有する権限を有している YTL セメント株式と合わせて、YTL セメントの議決権付き株式総数の 50%超を所有することとなった（「50%超の応募の条件」）。したがって、本件募集は2012年1月20日に50%超の応募の条件を成就した。

### **2012年1月25日付けプレスリリースの抄訳**

2012年1月20日付で、マレーシア証券取引委員会（「SC」）は、上場会社の自己資本規制に基づき、本件募集を承認した。当該承認は以下を条件とする。

(i) CIMB は本件募集完了後、SC に報告するものとする。

(ii) CIMB 及び YTL インダストリーズは、本件募集完了後に、本件募集前後の各株主区分別の応募状況及び有効な資本構成に関する一覧表を提出する。YTL セメントがブルサ・マレーシア証券取引所に上場を続ける場合には、自己資本規制が課される場合があり、YTL セメントはパブリック・スプレッド条件\*に従わなければならない。

(\*訳者注：パブリック・スプレッド条件とは、ブルサ・マレーシア証券取引所に上場を継続するための条件。ブルサ・マレーシア証券取引所のメイン・マーケット上場規則第 8.02 条(1)に従って、発行済み上場株式の 25%以上（自己株式を除く）は一般株主が所有していなければならない。)

### **2012年2月8日付けプレスリリースの抄訳**

2012年2月8日付で、通商産業省は本件募集を承認した。したがって、本件募集のすべての条件が成就し、本件募集は2012年2月8日付けで無条件となった。

また、本件募集の終了は2012年2月24日（金曜日）の午後5時（マレーシア時間）まで延長される（「修正終了日」）。したがって、本件募集に応募した株主を含む YTL セメントの株主及び ICULS 所有者に対して、本件募集の延長通知書が送付される。

修正終了日を除き、本件募集のその他の条件は変更されていない。

**2012年2月9日付けプレスリリースの抄訳**

2012年2月9日現在、本件募集について応募があり、YTL インダストリーズ及び当社は YTL セメントの発行済み及び払込済み株式資本（自己株式を除く）の 75%以上を所有することとなった。この結果、YTL セメントはブルサ・マレーシア証券取引所のメイン・マーケット上場規則第 8.02 条(1)が定めるパブリック・スプレッド条件を満たさないこととなった。本件募集に関するオファー・ドキュメント\*\*の 4.1 項において、YTL セメントがパブリック・スプレッド条件を満たさなくなった場合には、当社は YTL セメントの上場を維持しない方針であることを定めている。

オファー・ドキュメントの別紙Ⅱの 2.1 項に従い、2012年2月8日付けプレスリリースのとおり、本件募集は 2012年2月24日（金曜日）の午後5時（マレーシア時間）まで応募を受け付ける。

（\*\*訳者注：オファー・ドキュメントとは、2012年1月9日付の本件募集に関するオファー・ドキュメントをいう。）